

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成27年6月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500025号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500007号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成16年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

平成16年5月31日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年5月31日から同年6月1日まで

A社における請求期間に係る厚生年金保険の加入記録は保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された稟議書及び雇用保険の加入記録並びに同社の回答により、請求者は出向先であるC社に平成16年5月31日まで勤務していたことが確認でき、B社から提出された給与台帳から、請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与台帳において確認できる請求期間の標準報酬月額の基礎となる月(平成15年6月から同年8月まで)の報酬月額から、50万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る資格喪失日を平成16年5月31日から同年6月1日に訂正する届を、社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500022号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年12月21日から昭和53年5月15日まで
A社B支社の営業部で勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間中も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映するよう訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社の1977年(昭和52年)6月度の業績表彰状並びに取締役及び複数の従業員の陳述から、請求者が請求期間において、同社B支社の営業部に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、昭和58年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の請求期間当時の事業主及び厚生年金保険担当の業務部長も死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の事業所別被保険者名簿において、請求期間当時に被保険者記録がある複数の従業員に、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について照会したところ、同社の取締役は、請求者の所属していた営業部はフルコミッション(完全歩合給)制を採用していたため、営業部員は厚生年金保険には加入していなかったと陳述しており、社長秘書であった従業員も同様の陳述をしている。

さらに、A社B支社において請求者と同じ営業担当であった従業員は、入社当初は固定給と歩合給であり厚生年金保険に加入していたが、完全歩合給となり、請求者と同様に昭和50年12月21日に社会保険から外れたと陳述している上、当該従業員のオンライン記録では、同社を資格喪失後、当該月を含む9か月間について国民年金保険料が納付されており、同様に、請求者の請求期間に係るオンライン記録からも、資格喪失後に国民年金保険料を納付した記録が確認できる。

加えて、請求者のA社における雇用保険の記録は、オンライン記録における厚生年金保険被保険者記録と一致している上、同社は、昭和53年3月1日からC健康保険組合に加入しているところ、請求者は、同組合で昭和53年5月15日から昭和57年10月1日までの加入記録があるものの、請求期間の加入記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500047 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500006 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から昭和 32 年 6 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A 社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際の報酬月額より低く記録されている。請求期間当時の報酬額及び保険料控除額に関するメモを提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、平成 23 年 11 月 25 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の給与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、請求期間に被保険者記録があり、所在が確認できた同僚 7 人に文書照会したところ、5 人から回答があったが、当時の給与明細書を保管している者はいない。

さらに、請求者のことを記憶している同僚は 4 人で、そのうち同年代である 3 人は、自身の A 社における当時の給与は 5,500 円から 8,000 円程度で、請求者も同等か自身より低かった旨回答している上、同社で経理及び厚生年金保険の実務を担当していた残りの一人は、標準報酬月額と報酬額に相違があったとは考えられない旨陳述しており、請求者が主張する報酬月額を同社から支給されていたことをうかがわせる陳述を得ることができなかった。

加えて、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳 (旧台帳) において、標準報酬月額の遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。